明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務一一一）　一
○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八六）　七

〔告　示〕
○航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件の一部を改正する件（総務四〇三）　八
○航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件の一部を改正する件（同四〇四）　九
○航空機用救命無線機の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四〇五）　二
○航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件の一部を改正する件（同四〇六）　三
○船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同四〇七）　三
○無線設備規則別表第二号第４の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件の一部を改正する件（同四〇八）　一三
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同四〇九）　一四
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（同四一〇）　一九
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四一一）　三三
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通一三四七）　五〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　八一
会社その他
会社決算公告　八五

省令

○総務省令第百十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十条第二項、第十八条第二項、第二十八条、第三十八条、第五十二条第一号及び第七十三条第四項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十七日

総務大臣　村上誠一郎